

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

1 工事概要

- (1) 工事名 京都工芸繊維大学（松ヶ崎）総合研究棟（デザイン科学域）東1号館（Ⅱ期）等改修機械設備工事
- (2) 工事場所 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地 京都工芸繊維大学松ヶ崎団地構内
- (3) 工事概要 次に掲げる機能改修機械設備工事
ア 東1号館東側（R5、改修面積2,410㎡）
イ 旧本部棟（R3、改修面積1,780㎡）
ウ 10号館西側（R5、改修面積3,840㎡）
- (4) 工期 ア 令和2年2月21日（金）まで
イ 令和2年2月21日（金）まで
ウ 令和2年3月31日（火）まで
- (5) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、申請書及び資料の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人京都工芸繊維大学契約規則第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における、管工事に係る平成31・32年度のA又はB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加者の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成16年度以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床面積3,100㎡以上の建築物の新築機械設備工事または改修機械設備工事を施工した実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
 - ② 上記（4）に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人京都工芸繊維大学建設工事等競争契約参加資格審査要項第14条に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 上記1（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係ある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (9) 京都府、大阪府又は滋賀県に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法
 - ① 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」及び「企業の施工体制」をもって入札を行い、次の（イ）、（ロ）の要件に該当する者のうち、下記3（2）③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
 - （イ）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - （ロ）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
 - ② 上記3（1）①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時はくじを引かせて落札者を決定する。
- (2) 総合評価の方法
 - ① 「標準点」を100点とする。「加算点」は、下記3（3）①及び②の評価項目において最高26点を与える。「施工体制評価点」は、下記3（3）③の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。
 - ② 加算点の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記3（3）①及び②の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記3（3）①及び②において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。
 - ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の標準点と上記3（2）②によって得られる加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

